

五所川原市認知症フォーラムブース出展要領

本フォーラムのブース出展にあたっては、来場者の安全確保と円滑な運営のため、以下の事項を遵守してください。

1. 出展の目的

本フォーラムの開催趣旨を理解し、認知症に関する普及啓発活動、並びに認知症の方々やそのご家族への支援に貢献する内容であること。

2. 出展の承認および優先順位

会場の収容能力等により出展数に限りがある場合、事務局において出展内容を審査の上、以下の優先順位に基づき出展の可否および配置を決定いたします。

- (1) 共催団体
- (2) 公的機関
- (3) 実行委員会が特に認める団体

3. 会場設営と備品に関する事項

(1) 提供備品：事務局は、事前に申請・承認された掲示パネル、机、椅子について、申請に基づき指定の数を各ブースに配置いたします。

(2) ブース設営：ブース内のパネルへの掲示、机の配置、装飾等の設営作業は、各出展団体の責任において実施してください。

(3) 出展団体による準備物：出展団体の名称表示、掲示物の印刷物、事務用品（テープ、筆記用具等）、その他上記（1）に記載のない物品は、各団体にてご用意・ご持参ください。

4. 出展にあたっての遵守事項

(1) 販売活動：物品の販売活動を行う場合は、事前に事務局の承認を得たものに限ります。

(2) 設営・撤収の時間厳守：ブースの設営および撤収作業は、事務局が指定する時間内に速やかに完了してください。

(3) 廃棄物の処理：出展に伴い発生する梱包材やその他の廃棄物は、各団体で必ずお持ち帰りください。会場内のゴミ箱は使用できません。

(4) 常駐スタッフ：開場中は、来場者への対応および安全管理のため、各ブースに必ず1名以上のスタッフを常駐させてください。

5. 免責事項

- (1) ブース内での物品の紛失、盗難、損壊、また来場者との間で発生したトラブルにつ

いて、実行委員会は一切の責任を負いません。

(2) 会場施設や提供備品を破損・汚損した場合は、当該出展団体の責任において原状回復を行うか、損害を賠償していただきます。

6. 出展申込の手続き

ブース出展をご希望される団体は、別に定める「五所川原市認知症フォーラムブース出展申込書」に必要事項をご記入の上、事務局へご提出ください。